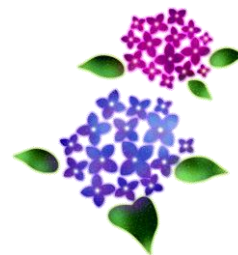


八幡市女性相談窓口からみえてくるもの

～DVの悩みが一番多い！～



八幡市女性相談の過去5年間の相談件数は、2,337件。その内の516件(22.1%)が、DV(ドメスティック・バイオレンス)相談で、各年度の最上位でした。

DVはなぜ起きるのでしょうか？

DVの起きる背景には、暴力を振るう人が育ってきた環境や、個人的な性格による要因もありますが、最も大きな要因の一つとしては“男とはこうあらねばならない、女はこうでなければならない”などの、性別によってその役割を分担させる「性別役割分担意識」が挙げられます。

“男は強くなければならない”というような意識は“女に馬鹿にされてはいけない”という思いになり、妻や恋人が言うことを聞かなければ男のプライドが傷つけられたと感じて“殴っても良い”との考えを持つに至ります。

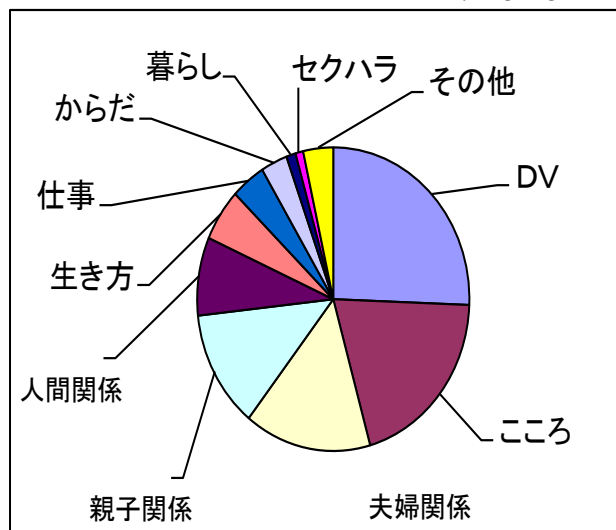
このような意識を「ジェンダー意識」といいますが、相手を力で自分の思い通りに操作することは許されません。

一人ひとりが輝いて自分らしく生きていくためにはこの「ジェンダーの意識」から解き放たれることが大事であり、ひいてはDVをなくすことへとつながっていきます。

平成26年度の相談状況

H27. 3. 31

| 順位 | 内 容 | 件数 | 割合 |
|----|-----------|------|-------|
| 1 | DV | 114件 | 25.2% |
| 2 | こころ | 89件 | 19.7% |
| 3 | 夫婦関係 | 67件 | 14.8% |
| 4 | 親子関係 | 56件 | 12.4% |
| 5 | 人間関係 | 37件 | 8.2% |
| 6 | 生き方 | 25件 | 5.5% |
| 7 | 仕事 | 18件 | 4.0% |
| 8 | からだ | 14件 | 3.1% |
| 9 | 暮らし、セクハラ他 | 32件 | 7.1% |
| 合計 | | 452件 | |



DVとデートDV

DVとはドメスティック・バイオレンスの略で、夫や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力のことで、主に男性から女性に対して振るわれる暴力のことをいいます。殴る蹴るなどの身体的な暴力に限りません。相手のことが怖くて、自分のしたいことができない関係は、精神的暴力を振るわれている状態といえます。

DVと夫婦げんかの違いは、夫婦げんかは相手と対等な関係でのいざこざである一方DVは、支配と被支配の上下関係の中で、相手を自分の思い通りに操作しようとするものです。支配される側が支配者を怖いと思うことがDVの大きな特徴のひとつです。

最近では、婚姻関係にある夫婦間だけではなく、結婚していない男女間での「デートDV」についても問題になっています。スマホのメールをチェックするなどの行為は「彼が私を愛している証拠…」と思いがちですが、これは愛情ではありません。相手の行動の全てを知ろうとし、その行動を自分の思うように操作しようとすることは「DV」です。

生き方や人間関係の相談も増えています

複雑な世相や多様化した価値観を持つ現代社会に生きる私たちは、誰もが何らかのストレスを抱えながら生活しています。ストレスは人生のスパイスとも言われますが、昨今、働き盛りの30代の方がこのストレスでうつになる傾向が多いと報じられています。女性相談にも、“どう生きていけばいいのか？”という悩みや、“毎日が不安である”などの相談が寄せられます。

このような心や生き方についての悩みは、話を誰かに聞いてもらうだけで気持ちが軽くなる場合と、専門的にカウンセリングが必要である場合があります。

女性相談では相談者の立場にたってお話をお聴きし、必要に応じてカウンセリングの情報を提供しています。

女性相談のご活用を

1回で終わる相談もありますが、何度も回を重ねる相談もあります。心が悩みでいっぱいになり、もう自分ではどうしようもなくなってしまったとき…。

その心の悩み、感情や感覚を自分の言葉で相談員にゆっくりと聴いてもらうことで、あなたが持っている本来の力を取り戻しませんか。

「他のだれでもない自分自身」を見つめ、自分が本当はどうしたいのか…などの方向が見えてくるかもしれません。

自分のことを話すのは勇気がいるかもしれませんが、一歩踏み出してみませんか。



女性相談では

悩みを解決するための糸口となる情報を提供しています

女性相談では、“毎日がしんどい”から“離婚”に至るまで、いろいろな相談を受けています。面接相談では対応しきれない問題の解決の糸口を見つけることができるように、次のような各専門機関の情報を提供しています。

夫と離婚したいが、子どもの親権や養育費のことなどで話し合いがつかない。どうしたらいいか？



家庭裁判所で離婚調停を申し立てる。申し立ての費用は収入印紙・切手など2~3千円ほど。

京都家庭裁判所 TEL075-722-7211 (代表)

子どもの養育費・慰謝料の支払い・財産分与などをきちんと公正証書にしておきたい。どこに行けばいいのか？



公証人役場に行き、公正証書を作成する。作成手数料は、養育費・慰謝料などの額によって違ってくる。

宇治公証役場 TEL0774-23-8220

京都公証人合同役場 TEL075-231-4338

子どもの養育費の約束をしたのに、払ってくれない元夫に払わせる方法がありますか。弁護士に相談したけど、費用が高くて払えない。



経済的に余裕のない方には、無料で3回まで相談できる制度があります。「経済的に余裕のない人」にあたるかどうかは収入や資産などで決まります。お問合せください。

法テラス京都 TEL0503383-5433

夫から殴られている現場を子どもが見ていた。最近、子どもの様子が少しおかしい。心が不安定になっていると感じるが、どこに相談したらいいか？



八幡市の家庭児童相談室にご相談ください。

八幡市子育て支援課 (家庭児童相談室) TEL075-983-1111(代)

TEL075-983-3148(直通)

ひとりで悩みを抱え込まないで、まず、相談してください

女性問題アドバイザーからのアドバイス

悩みを抱えた時にちょっと力を抜いて

- ★ ゆっくりと呼吸してみましょう。お腹を膨らませながら鼻から息を吸い込み、吐くのは口から、出来る限り少しずつ長く吐いてみて。
- ★ 怒りのエネルギーというものは、人をも自分自身をも、著しく傷つけてしまいます。
- ★ 我慢して無理して関係を続けていくより、自分が心地よいと感じることができるものを増やしませんか。
我慢し過ぎたり、無理を続けることは気が付かない間に、大変な苦痛を心や体に与えてしまいます。
- ★ 他人に良い人である前に、自分を好きでいて欲しい。他人の期待や評価ではなく、自分がどうありたいかを考えることも大切では。
- ★ かけがえのない一生を生きている。自分に言い聞かせて自分を大切にしてみませんか。

女性相談窓口について

女性相談窓口では、DV、ストーカー、セクハラなど女性にかかわるいろいろな悩みの相談を受けています。

一般相談とフェミニストカウンセリングがあります。お問合せください。

◎ 一般相談：月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前 10 時～午後 5 時

面談相談と電話相談があります。

☆女性問題アドバイザーが相談に応じます。

◎フェミニストカウンセリング

毎月第 2・4 木曜日（祝日の場合翌日）

午後 1 時 30 分～4 時 30 分

面接相談

☆フェミニスト・カウンセラーが相談に応じます。

☆予約が必要です。1 日 3 人まで

場 所：八幡人権・交流センター

Tel 075-983-1784（直通）

☆相談者の意思を尊重し、名前や住所などを必ずお聞きするということはありません。秘密は厳守いたしますので、安心してご相談ください。

